

**新型コロナウイルス感染症に係る大船渡市経済対策
地域消費喚起促進事業「大船渡市ふるさと振興券」発行事業
実施事業の概要**

券名	大船渡市ふるさと振興券
目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会経済活動の回復に向けた取組の加速化が必要であることから、影響を大きく受けている市内の飲食店、小売業及びサービス業の売上確保・消費喚起を図るため、1世帯に1万円の「ふるさと振興券」を配布する。
配布対象者	市内の全世帯（約15,000世帯） ※令和3年2月1日現在で住民登録のある世帯主（外国人含む）
券発行額	150,000,000円 ※全世帯に、商品券500円券20枚ずつ
加盟店の登録要件	<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に店舗等を有する事業者（法人・個人）で次の業種を営んでいるもの</p> <p>(1)飲食店 (2)小売店 (3)サービス業</p> <p>原則として、宿泊業を除く「大船渡市地域企業経営継続支援事業費補助金交付要綱」に示す業種とするが、他業種であっても、店舗等を有したうえで、上記業種に該当する営業、または、類似する営業を行っている場合は、登録可能とする。</p> <p>なお、一の建物において、小売業を行うための店舗の用に供される面積が500㎡を超える場合、登録できないものとする。</p> <p>ただし、店舗面積が500㎡を超える場合であっても、店舗内の区域を明確に分けたうえで、複数の事業者が利用する場合、一の事業者が店舗として利用する面積が500㎡以下であれば、登録を可能とする。</p> <p>また、屋内施設と屋外施設を一体として小売業を行う場合、屋内施設の面積のみとし、屋外施設は含めないこととする。</p>
券配布	令和3年4月9日（金） から 4月下旬まで ※簡易書留郵便にて手渡し配達
券有効期間	令和3年4月9日（金） から 令和3年7月31日（土）
券の換金	手数料無料
換金期限	令和3年8月31日（火）